

高等教育修学支援新制度 及び 大学独自制度（経過措置）について

対象者

**2019年度以前入学の学部学生
（日本人学生および私費外国人留学生）**



学部学生（私費外国人留学生除く）の授業料免除について

学部学生（私費外国人留学生除く）の
授業料免除は、2020年4月以降
高等教育修学支援新制度（新制度）
により実施しています。

授業料免除申請を希望する学生は、
この新制度に申請してください。

高等教育修学支援新制度（新制度）とは…

対象者

- 学部学生（日本人、永住者等）
- 住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生

支援内容

- 給付奨学金の支給
- 授業料免除

原則、セットで支援

給付奨学金の採用者

授業料減免の対象者

支援対象者の要件

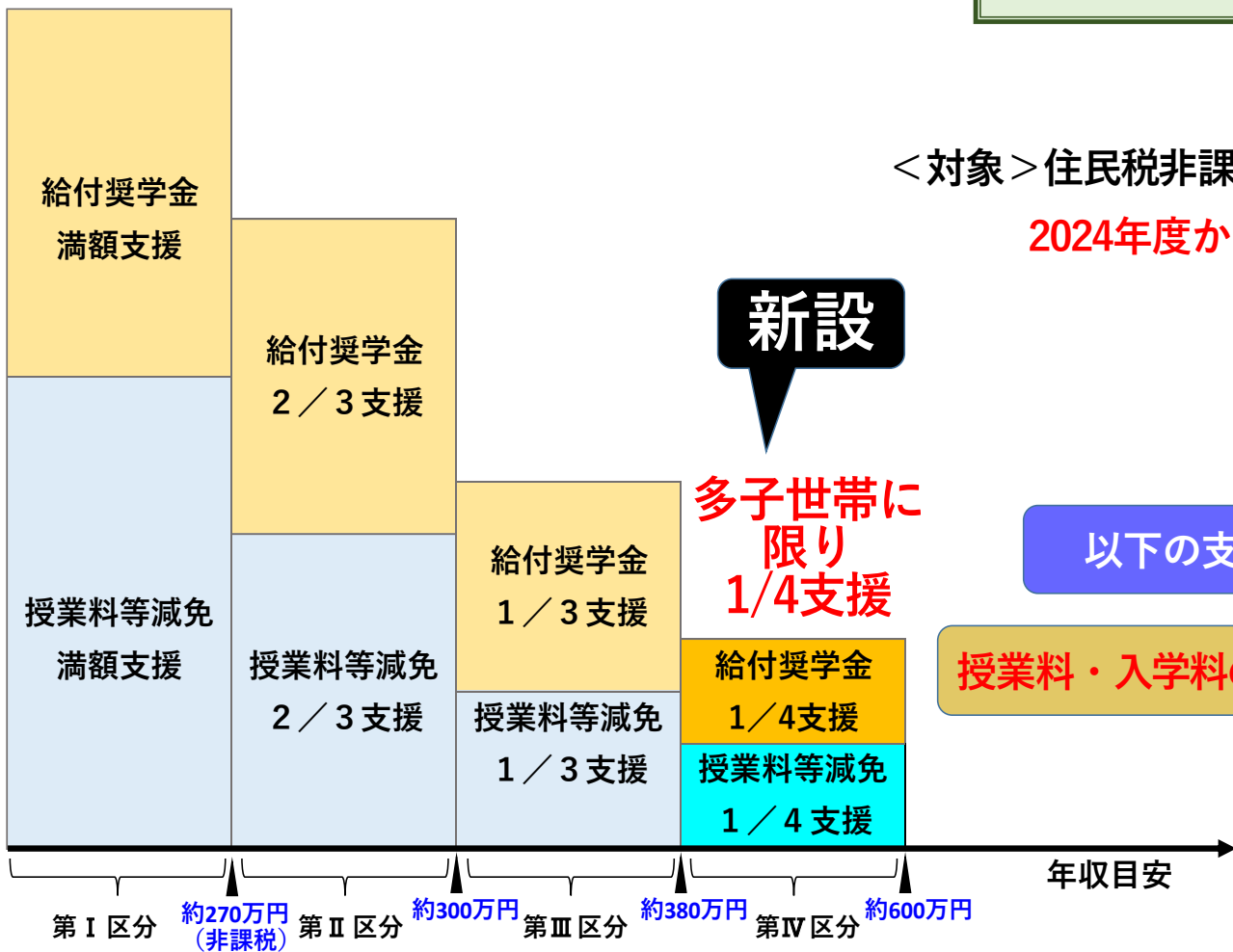
- 学業成績等に関する要件
- 家計の経済状況に係る要件 等



2024年度より多子世帯支援が始まります。
2024年度は、在学採用にて申し込みとなる予定です。

新制度のイメージ図

給付奨学金は日本学生支援機構へ、
授業料免除は大学へ、
それぞれ申請してください！



<対象> 住民税非課税世帯・準する世帯の学生

2024年度から多子世帯支援が始まります。

新設

多子世帯に
限り
1/4支援

以下の支援がセットになります。

授業料・入学料の減免

+

給付奨学金の支給

※多子世帯：扶養する子の数が3人以上である世帯

高等教育の修学支援新制度の対象となる学生等の認定基準について

1. 家計の経済状況に関する基準

【所得】 住民税の市町村民税の所得割額が

第Ⅰ区分（標準額の支援）	100円未満
第Ⅱ区分（標準額の2/3支援）	100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分（標準額の1/3支援）	25,600円以上～51,300円未満

※2024年度から、多子世帯支援（第Ⅳ区分（標準額の1/4支援））が新設されます。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が

生計維持者が2人の場合	2,000万円未満
生計維持者が1人の場合	1,250万円未満

認定基準については簡易的に記載していますので、詳細は日本学生支援機構ホームページおよび給付奨学金案内で確認してください。

2. 学業成績等に関する基準（採用時）

- ① GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること。
- ② 次のいずれにも該当すること。
→修得単位数が標準単位数以上であること。※標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×在学年数
→将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ◆ 日本国籍を有すこと。

留学生は対象外

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ◆ 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していない者

3浪生は対象外、2浪生までは資格あり

2020年4月以降の授業料免除 大学独自制度(経過措置)について


学部学生（私費外国人留学生除く）の授業料免除については新制度で実施しています。

ただし、2019年度以前入学者で新制度において

①支援の対象外となる者

②支援額が減少する者

に対して、大学独自制度(経過措置)による支援を実施します。

 経過措置の支援を希望する者は、必ず新制度へ申請してください。新制度の申請資格があるにも関わらず新制度へ申請せず、経過措置のみ申請しても支援を受けることはできません。

本学の授業料免除「大学独自制度（経過措置）」について

対象者

2019年度以前入学の学部学生（私費外国人留学生を除く）で、2024年度に学部^①に在籍する者で、かつ、新制度に申請している者

ただし、①入学時期等に係る基準を満たさない②資産基準を満たさない③進学資金シミュレーター（保護者向け）シミュレーションの結果対象外となる、のいずれかに該当するため、新制度の対象外となることが明らかである者は、本学の授業料免除のみ申請することができます。

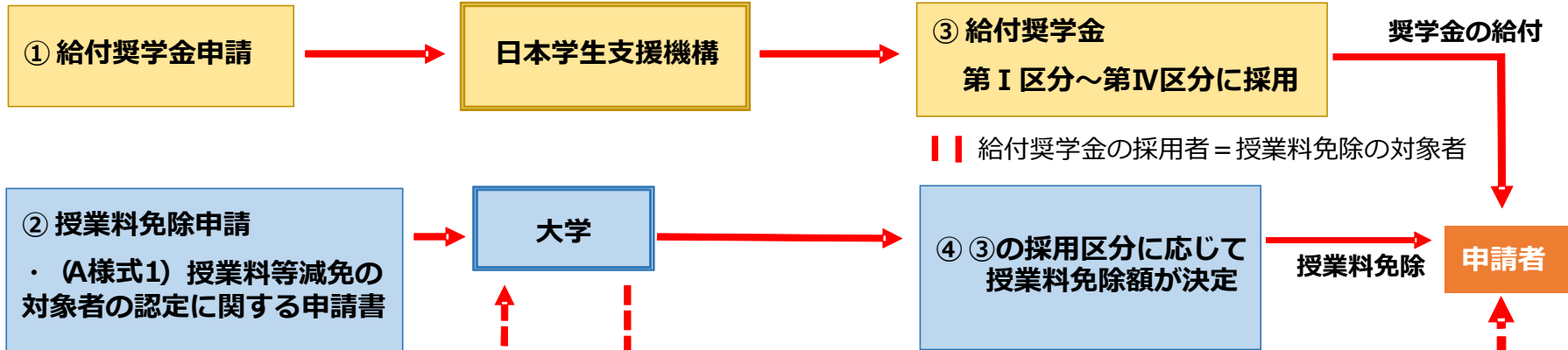
注意：修業年限を超えて在籍している方（医学部学生で学年進級した方を除く）は、原則申請はできません。特別な理由等ある場合には、事前にご相談ください。

支援内容

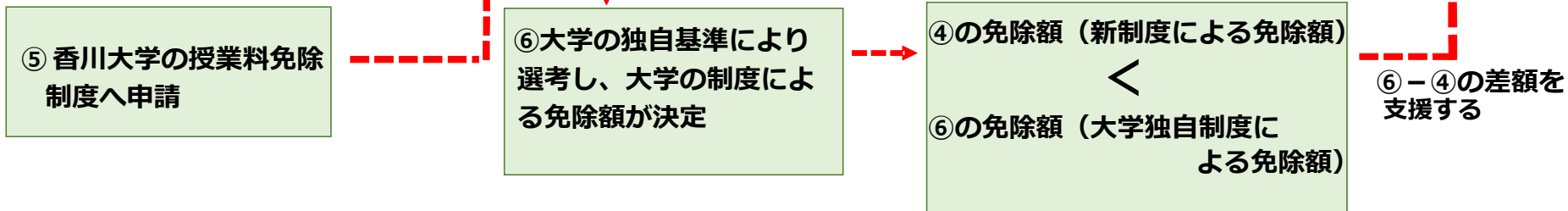
新制度に申請し、その結果、新制度での授業料免除額が本学の授業料免除制度「大学独自制度（経過措置）」による免除額よりも低い場合は、その差額を支援し、大学独自の授業料免除額まで免除する（ただし、限られた予算の範囲内で実施することや、本学の授業料免除基準を満たしていること等条件があるため、希望しても支援を受けられないことがあります。）

新制度（新規申請）と大学独自制度（経過措置）の関係

新制度（給付奨学金＋授業料免除）



大学独自制度（経過措置）



- ・ 新制度と大学独自制度（経過措置）による授業料免除制度は別のものです。
- ・ 経過措置による支援を希望する者は、原則、新制度と本学の大学独自の授業料免除の両方に申請すること。

新制度（継続申請）と大学独自制度（経過措置）の関係

新制度（給付奨学金＋授業料免除）

①給付奨学金採用者

③給付奨学金支援区分の見直し(適格認定)
第I区分～第IV区分に採用された場合

奨学金の給付

②授業料免除申請

・(A様式2) 授業料等減免の
対象者の認定の継続に関する
申請書

大学

④③の採用区分に応じて
授業料減免額が決定

授業料減免

申請者

|| 給付奨学金の採用者＝授業料免除の対象者

③において休・停止等の支援対象外
となった場合、その期間中は
新制度における奨学金支給と授業料
減免を受けることができません！

大学独自制度（経過措置）

⑤香川大学の授業料免除
制度へ申請

⑥大学の独自基準により
選考し、大学の制度によ
る免除額が決定

④の免除額（新制度による免除額）
<
⑥の免除額（大学独自制度に
よる免除額）

⑥－④の差額
を支援する

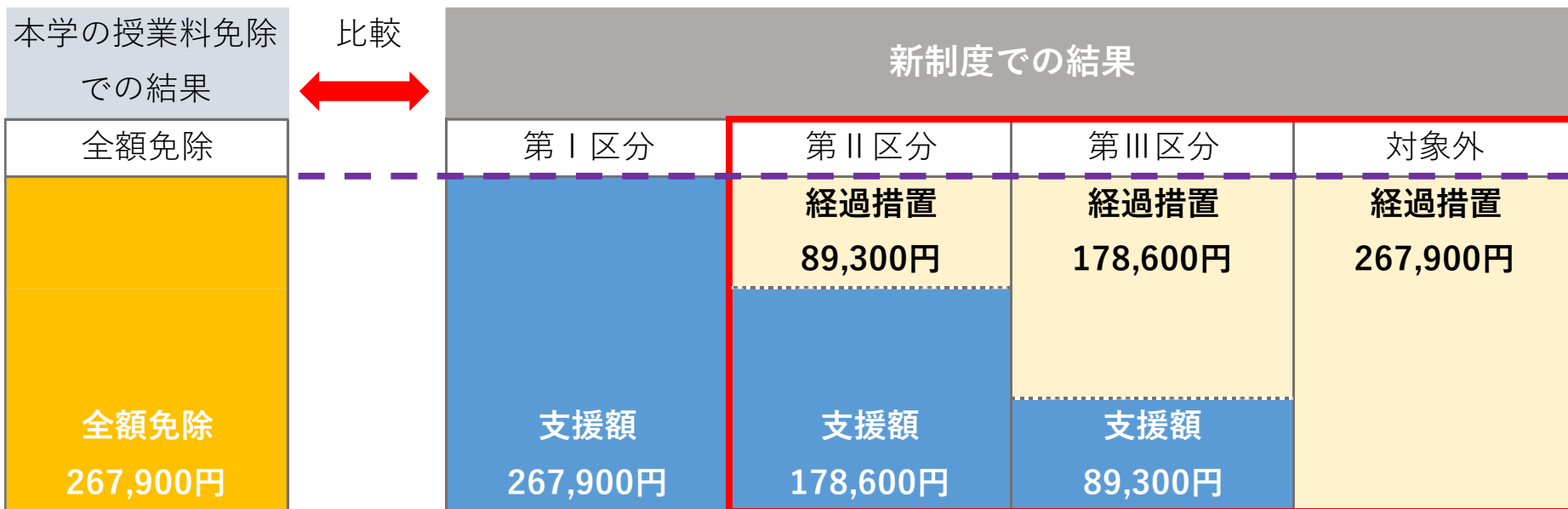
- ・新制度と大学独自制度（経過措置）による授業料免除制度は別のものです。
- ・経過措置による支援を希望する者は、原則、新制度と本学の大学独自の授業料免除の両方に申請すること。

大学独自制度「経過措置」による授業料免除 の考えかた

本学の授業料免除で全額（267,900円）免除判定となった場合
（2024.4.1現在の状況に基づく選考結果）

香川大学独自制度

高等教育修学支援新制度



…（2024.4.1現在の状況に基づく）大学独自の免除額と新制度の採用区分による免除額を比較し、新制度による支援額が減少する者および対象外になる者として経過措置による支援を実施

⚠ 2024年度より上記に加えて、多子世帯支援（第Ⅳ区分 1/4支援）が始まります。

大学独自制度「経過措置」による授業料免除 の考えかた

本学の授業料免除で半額（133,950円）免除判定となった場合
（2024.4.1現在の状況に基づく選考結果）

香川大学独自制度

高等教育修学支援新制度

本学の授業料免除 での結果	比較 ↔	新制度での結果			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	対象外
半額免除					
自己負担 133,950円			自己負担 89,300円	自己負担 133,950円	自己負担 133,950円
半額免除 133,950円		支援額 267,900円	支援額 178,600円	44,650円 支援額 89,300円	経過措置 133,950円

…（2024.4.1現在の状況に基づく）大学独自の免除額と新制度の採用区分による免除額を比較し、新制度による支援が減少する者および対象外になる者として経過措置による支援を実施

⚠ 2024年度より上記に加えて、多子世帯支援（第Ⅳ区分 1/4支援）が始まります。